

地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届け出について

1 算定要件に該当する場合に提出する書類

算定する要件ごとに必要な書類を年度ごとに提出していただきます。

【利用者への直接的なサービスに関する項目】

- ① 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式2）＋栄養士等の配置が確認できる書類（雇用契約書の写し等）＋栄養士等の資格を証する書類＋利用者に対する栄養相談等の内容が確認できる書類・・・初回の提出のみ
- ② 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式2）＋算定要件（二）確認書・・・毎月提出が必要
- ③ 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式2）＋算定要件（三）確認書
・・・該当者がいた場合、認定月の翌月に提出が必要

【地域への貢献等に関する項目】

- ④ 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式2）＋算定要件（四）確認書＋発行した広報紙
・・・初回の提出に加え、4月・10月に前後半年間の予定及び実施状況の提出が必要
- ⑤ 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式2）＋算定要件（五）確認書
・・・初回の提出に加え、4月・10月に前後半年間の予定及び実施状況の提出が必要

2 届出期限

算定（提供）月の10日まで。（④、⑤については初回及び4月・10月に係る期限）

3 届出に当たっての留意事項

- （1）登録者等には、独自加算の設定により利用者負担額が変更になることを説明してください。
- （2）栄養士又は機能訓練指導員等の配置は、非常勤及びアルバイト契約でも可とします。
- （3）地域の自治会町内会への加入は、近隣に聴くか、回覧板で確認するか、市民自治推進課に問い合わせてください。
- （4）こども110番への登録は、市民自治推進課、市民センターで手続きしてください。

独自報酬の算定が該当した場合、重要事項説明書等に記載されている料金表が変更になります。
その際は変更届出書を提出してください。

※変更事由：8 運営規程、11 地域密着型介護サービス費等の請求に関する事項

4 市町村独自報酬の算定要件

【利用者への直接的なサービスに関する項目】

算定要件（一） 200単位／登録者全員

栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。

算定要件（二） 100単位／登録者全員

小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90/100以上いること。

算定要件（三） 300単位／当該利用者のみ

6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態区分が軽くなった者であること。

【地域への貢献等に関する項目】

算定要件（四） 200単位／登録者全員

「地域の自治会町内会に加入」及び「こども110番に登録」し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み（3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報紙を発行し町内会等に回覧）を設けること。

算定要件（五） 200単位／登録者全員

キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。

※（五）は、平成27年4月に創設された総合マネジメント体制強化加算と二重に算定することはできません。

介護保険課 総務・給付担当

電話 0466-50-3527

FAX 0466-50-8443

Eメール fj-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp